

(別紙)

輸入種苗検疫要綱（昭和 53 年 9 月 30 日付け農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

下線部が改正か所

改 正 後				現 行			
（目的及び定義） 第 1 〔略〕 2 この要綱で「種苗」とは、 <u>栽培</u> の用に供され、又は供することができるものとして輸入される種子（ <u>栽培</u> の用に供されるものに限る。）、球根、苗、苗木、穂木等をいう。 3～7 〔略〕				（目的及び定義） 第 1 〔略〕 2 この要綱で「種苗」とは、 <u>繁殖</u> の用に供され、又は供することができるものとして輸入される種子（ <u>繁殖</u> の用に供されるものに限る。）、球根、苗、苗木、穂木等をいう。 3～7 〔略〕			
別表 1（第 8 関係） 1 次検査の方法				別表 1（第 8 関係） 1 次検査の方法			
種苗の種類	検査の種類	対象検疫有害動植物等	方法の詳細	種苗の種類	検査の種類	対象検疫有害動植物等	方法の詳細
1 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	1 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
2 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	2 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
3 グラジオラス、すいせん、ダリア、チューリップ、ゆり、わけぎ等の球根類	〔略〕	<u>ユリノクダアザミウマ</u> 、 <u>ユリ炭そ病菌</u> 等の検疫有害動植物		3 グラジオラス、すいせん、ダリア、チューリップ、ゆり、わけぎ等の球根類	〔略〕	<u>ユリノアザミウマ</u> 、 <u>ユリ炭そ病菌</u> 等の検疫有害動植物	
4 〔略〕	〔略〕	〔略〕		4 〔略〕	〔略〕	〔略〕	

改 正 後						現 行											
別表 2（第 8 関係） 2 次検査の方法						別表 2（第 8 関係） 2 次検査の方法											
種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検査有害動植物等	検査の方法	種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検査有害動植物等	検査の方法						
草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1) 〔略〕 (2)	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1) 〔略〕 (2)	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕						
	(3)てんさい						(3)てんさい					400 粒	〔略〕	〔略〕			
		遠心分離法	3,000 粒	〔略〕	〔略〕			遠心分離法	3,000 粒	〔略〕	〔略〕						
	(4) 〔略〕 (5)	〔略〕					(4) 〔略〕 (5)	〔略〕				〔略〕					
	(6)いね、いんげんまめ、えんばく、オーチャードグラス、からすむぎ、きゅうり、こむぎ、すいか、チモシー、てんさい、とうもろこし、ゆうがお、らいまめ、らいむぎ、うしのけぐさ属、おおむぎ属、かぼちゃ属、からすむぎ属、こむぎ属、もろこし属	外観検査、プロッター検査					〔略〕	〔略〕				(6)いね、いんげんまめ、えんばく、オーチャードグラス、からすむぎ、きゅうり、こむぎ、すいか、チモシー、てんさい、とうもろこし、ゆうがお、らいまめ、らいむぎ、うしのけぐさ属、おおむぎ属、かぼちゃ属、からすむぎ属、こむぎ属、もろこし属	外観検査、プロッター検査	〔略〕	〔略〕		
	(7)いね、いんげんまめ、えんどう、ささげ、そらまめ、だいず、とうがらし、とうもろこし、ピーマン、らいまめ、おおむぎ属、こむぎ属																
	(8)きゅうり、メロン、かぼちゃ属											〔略〕				〔略〕	〔略〕
					<u>Alternaria triticina</u> 、いねごま葉枯病、いねばか苗病、えんどう褐斑病、えんどう褐紋病、そらまめ褐斑病、だいず黒点病、だいず紫斑病、とうがらし炭そ病、とうもろこしごま葉枯病		変色種子が認められた場合プロッター検査を実施すること。										

改 正 後						現 行					
	(9) トールフェスク、らいむぎ、いちごつなぎ属、すずめのちやひき属、どくむぎ属、ぬかば属	〔略〕		〔略〕	〔略〕		(8) トールフェスク、らいむぎ、いちごつなぎ属、すずめのちやひき属、どくむぎ属、ぬかば属	〔略〕		〔略〕	〔略〕
							(9) いね、いんげんまめ、えんどう、ささげ、そらまめ、だいず、とうがらし、とうもろこし、ピーマン、らいまめ、おむぎ属、こむぎ属	外観検査、プロッター検査		<i>Alternaria triticina</i> 、いねごま葉枯病、いねばか苗病、えんどう褐斑病、えんどう褐紋病、そらまめ褐斑病、だいず黒点病、だいず紫斑病、とうがらし炭そ病、とうもろこしごま葉枯病	変色種子が認められた場合プロッター検査を実施すること。
	(10) 〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕		(10) 〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕
	(11) こむぎ属	外観検査、遠心分離法		〔略〕	〔略〕		(11) こむぎ属	外観検査、遠心分離法		〔略〕	〔略〕
	(12) とうもろこし、もろこし属			〔略〕	〔略〕		(12) とうもろこし、もろこし属	外観検査、遠心分離法		〔略〕	〔略〕
	(13) すいか、とうが ん、メロン	エライザ法 検査	1,000 粒	すいか果実汚斑細菌病	エライザ法 検査を実施 すること。						
	(14) 上記 (2) から (13) 以外の種子	〔略〕	3,000 粒	〔略〕	〔略〕		(13) 上記 (2) から (12) 以外の種子	〔略〕		〔略〕	〔略〕
	(15) からまつ、しら びそ、すぎ、つげ、 ひのき、ばら属及び まめ科の牧草種子	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		(14) からまつ、しら びそ、すぎ、つげ、 ひのき、ばら属及び まめ科の牧草種子	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

改 正 後			現 行		
別表 3（第 1 2 関係） 4 選別による消毒方法の基準			別表 3（第 1 2 関係） 4 選別による消毒方法の基準		
検疫有害動物の種類	選 別 程 度	摘 要	検疫有害動物の種類	選 別 程 度	摘 要
種子に付着する麦角	〔略〕	〔略〕	種子に付着する麦角	〔略〕	〔略〕
種子に付着する菌核	〔略〕		種子に付着する菌核	〔略〕	
種子に付着するダイズ紫斑病菌等	〔略〕		種子に付着するダイズ紫斑病菌等	〔略〕	
種子に付着又は混入する土	<u>土がなくなるまで選別</u>	〔略〕	種子に付着又は混入する土	<u>土の混入率（重量比）が 0. 0 3 % 以上あるときは、荷口全体の選別</u>	〔略〕
生植物の地下部から発見されたキタネコブセンチュウ等	〔略〕	〔略〕	生植物の地下部から発見されたキタネコブセンチュウ等	〔略〕	〔略〕
球根に付着するヒアシンシス黄腐病菌等	〔略〕	〔略〕	球根に付着するヒアシンシス黄腐病菌等	〔略〕	〔略〕
球根に付着するロビンネダニ、ゴミコナダニ及びフザリウム病菌等	〔略〕	〔略〕	球根に付着するロビンネダニ、ゴミコナダニ及びフザリウム病菌等	〔略〕	〔略〕